

【資料7】 標準的な運賃の周知について

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受

＝「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例：過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

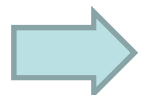
標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については**運賃と別に収受**

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は**5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

普及・活用セミナー 等

「標準的な運賃」の考え方とその適用方法、および届出手続きなどについて会員事業者への普及を図り、荷主との交渉に活用することを目的に、(公社)全日本トラック協会との共催により下記のとおり開催した。

開催日時 令和2年9月2日(水) 13:30~15:00

開催場所 THE KASHIHARA

内 容 ①「標準的な運賃」の告示の概要について

近畿運輸局 奈良運輸支局

企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 伊藤弘樹 氏

②「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について

日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘 氏

出席者 42名



国土交通省の監修のもと、(公社)全日本トラック協会が作成した「標準的な運賃」の解説書「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて」と説明会録画DVDを(一社)近畿トラック協会の全会員8,500社に配付した。(奈良県トラック協会の送付数は490社)

原価計算活用セミナー

○会員事業者が、「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などを踏まえた上で原価計算を行ない、独自の運賃を設定し、それに基づき荷主等との取引条件見直しに向けた対応を行なえるよう、全ト協との共催により下記のとおり開催した。

開催日時 令和2年11月18日(水) 13:30~15:00 出席者23名

令和3年 1月26日(火) 13:30~15:00 出席者18名

開催場所 奈良県トラック会館

内 容 ①原価計算の実践

②標準的運賃の考え方を用いた原価計算結果の活用

日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘 氏

・4月に告示された「標準的な運賃」については、各府県トラック協会が会員事業者向けの普及セミナーを開催し、背景、趣旨、考え方の周知を行った。

・会員事業者への周知に併せ、今般荷主業界向け専門紙に下記要領で広告を掲載を行った。

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

～持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに適確に対応するために～

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を提示したものです。トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー(※)として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力を願います。

(※) 食料や「不可欠」を要するエッセンシャル・ワーカー(労働者)を指すものとされています。



標準的な運賃は、以下のQRコードからご覧いただけます。



トラック 標準的な運賃で検索して下さい
トラック 標準的な運賃 検索

 全日本トラック協会
 国土交通省

新聞名	発行日	発行部数	概要	掲載日(11月)
日刊建設工業新聞	日刊	338,000	建設行政、業界動向、など建設業界全般にわたる報道と解説	12日(木)
日本農業新聞	日刊	324,308	全国の農家を対象にした全国JAグループ系統農業総合日刊紙	17日(火)
日刊紙業通信	日刊	12,000	紙パルプ業界の動向を報道解説	16日(月)
鉄鋼新聞	日刊	68,000	鉄鋼・非鉄金属・軽金属業界の総合報道紙	18日(水)
化学工業日報	日刊	130,000	化学工業及び周辺関連産業の情報を中心に、行政・経済面の記事を交えて報道・解説	18日(水)
醸界タイムス	金	20,000	酒類、食料品業界を対象として、酒類・飲料・調味料等の生産・市場動向を報道解説	20日(金)
セメント新聞	月	30,000	セメント、コンクリート製品、生コンクリート、骨材から流通までの業界動向を報道	16日(月)
日刊自動車新聞	日刊	143,000	自動車業界の専門日刊紙	13日(金)
繊維研新聞	日刊	202,000	繊維・ファッション小売業界の総合流通紙	12日(木)
日本食糧新聞	月・水・金	101,300	食品関係業者を対象に、生産・市場・販売動向、新製品、商品紹介、輸出入・海外動向、資料統計等、業界全般にわたる報道と解説	18日(水)
ゴムタイムス	月	38,000	ゴム・プラスチック業界の動向を迅速、的確に報道する業界専門紙	16日(月)
みなと新聞	日刊	58,000	水産業の生産から流通、貿易、加工、消費に至る全課程の情報・解説を基調にする水産専門紙	13日(金)
サッシタイムス	1. 11. 21	40,000	サッシ・シャッター・ドア・金物などの製造及び流通業界の専門紙	21日(土)
日刊木材新聞	日刊	38,000	木材・建材・住宅関連業界ニュースを報道解説	17日(火)
ガラス新聞	月(第1.2.4)	56,000	板ガラス・アルミサッシ・プラスチック建材などの関連業界の動向を報道	23日(月)
日本物流新聞	10. 25	120,000	工作機械器具類・情報機器・住宅用機器・家庭用機器などの生産財と住宅・消費財の専門紙	25日(水) 4

【令和2年12月15日 日本経済新聞 社会面 全7段】

エッセンシャルワーカー[※]として奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

※「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張りを続けております。

しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。

こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。



- 標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。
- 「トラック 標準的な運賃」で、検索して下さい。



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

国土交通省

国土交通省
地方運輸局

荷主業界への周知(広告掲載依頼)

- ・奈良県地方協議会委員 経済団体に対して荷主周知パンフレットによる周知依頼等を行った。



令和2年
4月

トラック輸送の
「標準的な運賃」
が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・
ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保する
ため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業**
を行う際の参考となる**標準的な運賃の告示**を行いました

トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします

【経済団体】

- 協議会委員の荷主関係団体に、標準的な運賃の荷主企業への周知依頼とともにパンフレットを送付(1月)
- 荷主関係団体及び荷主企業(1,000社)
 - ・商工会議所、商工会等の荷主関係団体及び県内荷主企業に、標準的な運賃の趣旨、基本設計、計算上の考え方などを掲載した適正化事業情報誌あすかvol.27を送付(10月)
 - ・標準的な運賃の告示制度に関するパンフレットを送付(3月予定)
- 全国の荷主企業(約46,000社)
 - ・「安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い」文書とともに標準的な運賃の告示制度に関するパンフレット、荷主対策の深度化に関するリーフレットを送付(奈良県内送付数30社)

今後の取組

- 運輸局、経済産業局、労働局と連携し、「標準的な運賃」告示制度の荷主への周知文書を発出する。(2月頃を目途)